

○ 土地改良事業等請負工事機械経費算定基準について（昭和 58 年 2 月 28 日 58 構改 D 第 147 号構造改善局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事機械経費算定基準</p> <p>第 1～第 9 [略]</p> <p>(供用日当たり運転時間の補正)</p> <p>第10. 機械の供用日当たり運転時間が損料算定表の値と著しく相違すると認められる工事においては、標準の供用日当たり運転時間の補正を行う。</p> <p>供用日当たり運転時間が損料算定表の値と著しく相違する場合とは</p> $\frac{t}{t_0} \leq 0.8 \text{ 又は } \frac{t}{t_0} \geq 1.2$ <p>の場合である。<u>なお、tは当該工事の供用日当たり運転時間、t<sub>0</sub>は損料表の供用日当たり運転時間で次のとおり算出される。</u></p> $t = \frac{\text{当該工事の運転時間}}{\text{当該工事の供用日数}} \quad t_0 = \frac{\text{年間標準運転時間}}{\text{年間標準供用日数}}$	<p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事機械経費算定基準</p> <p>第 1～第 9 [略]</p> <p>(供用日当たり運転時間の補正)</p> <p>第10. 機械の供用日当たり運転時間が損料算定表の値と著しく相違すると認められる工事においては、標準の供用日当たり運転時間の補正を行う。</p> <p>供用日当たり運転時間が損料算定表の値と著しく相違する場合とは</p> $\frac{t}{t_0} \leq 0.8 \text{ 又は } \frac{t}{t_0} \geq 1.2$ <p>の場合である。<u>(tは当該工事の、t<sub>0</sub>は損料表の供用日当たり運転時間)</u></p> $t_0 = \frac{\text{年間標準運転時間}}{\text{年間標準供用日数}}$